

会 議 録

会議の名称	第 2 回那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議		
開催日時	令和 4 年 9 月 21 日(水) 13:30~14:30	開催場所	市役所本庁舎 2 階第 1 会議室
出席者	1. 委員 河野委員、八代委員、鶴澤委員、飯田委員、佐藤委員、栗山委員 渡邊委員、唐崎委員、柴山委員 (欠席者) 無し 2. 執行機関 こども応援課(事務局) 天野課長 こども応援担当 渡邊係長、渡邊主任主事 子育て支援課 小川課長、篠原係長		
配布資料	資料1 次世代育成支援地域行動計画の実施状況 資料2 計画と法令の位置づけ		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由:情報公開条例第 9 条第 号に該当)		

議題及び審議の内容

1. 開会

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直し

(子育て支援課より説明)

子育て：前回審議いただき、8月8日月曜日から9月8日木曜日までの1か月間、支援課 パブリックコメントを実施したが、意見はなかった。前回質問を受けていたトワイライト事業について事務局より説明する。

事務局：トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由で、平日の夜間及び休日に、児童の養育が一時的に困難になった場合に、子どもを一時的に預かる事業である。預けることができる施設は、児童養護施設、乳児院、ファミリーホームなどだが、那珂川市の近隣にこうした施設はない。そのため、状況に応じて児童相談所に繋いだり、ファミリーサポートセンターの利用を推進したりすることとしているが、現段階において実績はない。

トワイライト事業の時間帯については、平日の夕方から夜間まで、休日は日中の預かりになる。他の自治体では、おおむね平日は夕方の午後5時ぐらいから午後10時ぐらいまで、休日は午前8時ぐらいから夕方の午後6時ぐらいまで実施している。那珂川市で実施するということになれば、このような時間帯を想定することになる。

議長：子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて承認してよいか。

(意見なし)

議長：意見がないようなので、承認とする。

(2) 次世代育成支援地域行動計画の実施状況について

(事務局より説明)

次世代育成支援地域行動計画では、子育てをしている保護者や子どもたちが安心して快適に生活できるように、市の基本目標、具体的な事業を示し、事業ごとに指標項目と、最終年度である令和6年度の目標値を設定している。これについて、各事業の令和3年度の実施状況の説明、及び、子どもの権利の周知及び学びの支援の実施状況などの主だった内容について説明をした。

委員：最後の「子どもの権利の周知及び学びの支援」について、今、公民館や自治会に説明に来られているが、民生委員にも説明されていないか。

事務局：民生委員への説明は令和3年度を予定していたが、コロナの関係で延期になり、今年度に説明をする。

委員：令和6年度の目標値が載っていないが、子どもたちへの周知はもちろん、大人、特に保護者に対する啓発は必要と思うので、目標値をもって実施してほしい。

委員：先日、私が住んでいる区で子どもの権利条例について研修してもらった。

対面でのふれあいがないと、なかなか地域には浸透しづらいと思う。例えば、今年度はいくつの区で説明を行うなど、具体的に決めた方が良い。

委員：私の区では、各団体の役員会とか、小中学校の自治会とか、公民館の役員が集まったときに説明に来ていただいた。先ほどは、そのような機会がふれあいになれば良いという意味で提案させていただいた。

議長：対面による周知はとても大事だと思う。市はこのような意見を吸い上げ、良い方向にむかっていくのではないか。特に人権はきちんとやらないといけないことで、後手後手になるのはあり得ないので、私からもお願いしたい。

事務局：子どもの権利の周知に関する目標設定については検討したい。また、今年度は各行政区で順次説明会を開催するほか、那珂川市青少年育成市民会議の総会の中で、まちづくり出前講座のメニューである子どもの権利条例の講座の活用をしていただきたい旨のお話をしている。子どもたちが子どもの権利を学べるよう、小学6年生の社会科カリキュラムに取り入れるようにしている。中学校にあっては検討中である。

委員：区長会で説明会をするのも良いと思う。その際、今どれくらいの区が実施したのかを発表することで、他の区が焦るような仕掛けをしても良いかもしれない。

委員：社会教育課の管轄だが、毎年各区で人権問題研修会を実施している。このような機会に子どもの権利条例の説明会をアピールしないといけない。具体的な目標をたてることは必要だ。

委員：こども応援課だけで行うのではなく、他の課と連携していくのも大事だと思う。

委員：カリキュラムに位置付けて、計画や見通しをたてて授業を行うように指導している。年明けにはなと思うが、授業は実施していく。

議長：これはやることが目的ではなく、どのように周知するかが一番の目的である。子どもたちは年齢によって考えることが違うので、人権を教えるには工夫しないといけない。教育は難しいと思うが、先生方にはよろしくお願いしたい。他に意見はないか。

委員：全体の話だが、令和6年度が目標値となっている。これは、コロナが流行する前に立てた目標値だと思うが、変えなくて良いのか。

事務局：これは令和6年度時点でどうかというもので、コロナも落ち着いているかもしれないので、数値はそのままにしたい。

委員：No.123「学校施設の地域開放」では、令和2年度1,965人、令和3年度1,359人。これはコロナ禍の状況だが、これがあと2年で3倍にもなるのかという疑問である。他の会議では、大体3年ごとに見直したり、後半で見直したりしている。

委員：現実に即した目標値の設定が望ましい。

委員：現実に即した目標値にしないと、ただ到達できなかつたで済む話ではない。できなかつたら改善しないといけないし、遠い目標を立てるよりは、

期間の設定と見直しの時期を決めることも大事だと思う。

事務局：この計画は次世代育成支援推進法に基づいた計画であるが、この法律では中間見直しをすることを求めている。子ども子育て支援事業計画の方は、子ども・子育て支援法で中間見直しをすることが求められている。

議長：設定された数値に意味はあると考えられるが、あまりにも現実との差がありすぎると目標として機能しないと思うので、事務局側には検討して頂きたい。他に何か意見はあるか。

委員：No.21「インターネット等による子育て情報の充実」では、令和6年度の目標値40%とあるが何をもとにしたのか。

事務局：計画策定の際にアンケートを取ったと考えられる。子育て情報を市報やチラシ、冊子などの媒体を用いて提供する中で、情報を入手した媒体がインターネットであると答えた人の割合のことである。

委員：No.52「施設内外での研修の積極的な参加と実施を推進します」では、なぜ目標値が減っているのか。

事務局：令和3年度の実績値が令和6年度の目標値を上回っているということで、目標以上に取り組んだということを表している。だからといって令和4年度以降何もしないということではなく、引き続き目標値までは行っていた。

委員：令和2年度の実績値と令和3年度の実績値を基にして令和6年度の目標値を設定したというわけではないのか。

事務局：令和元年度末に計画を策定しており、その段階で令和6年度の目標値を設定し、これについて毎年の実績値を出している。

議長：他に意見はあるか。

委員：この次世代育成支援地域行動計画の実施状況の、目標値に達しなかった理由の部分だが、この報告の書き方では課題が見えてこない。

委員：今の状況を知らない人たちが後から見てもわかるように、成果と課題は書かせるべきだと思う。

議長：今ご意見いただいた通りだと思う。事務局の方でもそのあたりを分かりやすくしてほしい。他に意見はあるか。

委員：実施状況というのは年に1回やっているのか。

事務局：はい。

議長：毎年自己評価ですね。

委員：自己評価は低く設定すれば良い数値ですよ。

議長：それは違う。

委員：他の審議会でも自己評価をすると、数値を達成したから次からはしないとなるので、継続して調べないといけない。達成しても次の見直しの時に、その数値を自己評価としてどこを変えたというようにしてほしい。

議長：自己評価と言ったが、評価は必ずついてくる。我々はそこの部分をやっている。これは永遠に続くものである。

委員：子どもにやさしいまちづくりになるように、数値の設定も評価も、これ

がもとになって発展していくと思うので、今が大事である。

議長：とても大事な意見を出していただき感謝する。これで議事を終了するが
良いか。

(意見なし)

(3)計画と法令の位置づけ

(事務局より説明)

委員：こども基本法が制定されたことを受け、那珂川市の子どもに関する計画
がどの方向へいくのか、とても大事なときである。他の自治体に先んじて
那珂川市子どもの権利条例を制定しているので、そこを重きとしてこれか
らの計画に反映していくことは、市民の願いでできた条例であるので大事
である。市民も期待しているので、子どもの権利条例について積極的にや
って行ってほしい。

委員：それに関連して、今後の計画策定のスケジュールをまとめてほしい。

事務局：計画策定のスケジュールは現段階では未定である。国はこども基本法に
基づくこども大綱をつくらしているが、まだ公表されていない。それが
公表され、詳しい状況が分かり次第、お示ししたい。

委員：国のこども大綱を待っていても進まない。那珂川市は子どもの権利条例
を先取りしており、基本はでき上がっているので、先んじて市の計画をつ
くり、地方から国に発信するくらいの気持ちがあって良いのではないか。

委員：那珂川市の子どもの権利条例については、市民案からできたこともあり、
県内からも非常に注目されている。次のこども計画に関しても、この推進
会議でつくり、国がこども大綱をつくったときにはもうできていると言え
るようにしてもよいのではないか。自信をもって発信してほしい。

議長：法的なところなのですぐに返事できない部分もあると思う。子どもの権
利条例を言葉ではなく、内容を次々に決定しながら、実施を当たり前にし
る那珂川市にしていけば良いのではないかと思う。今後も子どもの幸せを
継続できるように、我々も努力していかなければならない。

(閉 会)